

# 『低圧電気取扱業務特別教育』講習会案内

労働安全衛生法 第59条第3号では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させる者を対象として、特別教育の受講が義務付けられています。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、労働災害防止に関する事項が、労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格とはなりません。そのためには、厚生労働省の特別教育の修了証が必要となります。

「低圧電気取扱業務とは」

交流は600V以下、直流は750V以下の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

## 記

- 開催月日 平成30年5月23日(水) (受付8:50~)
- 会場 リーパスプラザこが (古賀市中央2-13-1)
- 時間割

科目	時間
低圧の電気に関する基礎知識	9:10~10:10
低圧の電気設備に関する基礎知識	10:15~12:20
昼食	12:20~13:10
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	13:10~14:10
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	14:15~16:20
関係法令	16:25~17:25
実技 開閉器の操作業務	17:30~18:30

- 受講料 会員 9,000円 (受講料 8,298円 + 送料代 702円)  
一般 11,500円 (受講料 10,798円 + 送料代 702円)

- 申し込み方法 『特別教育講習申込書証明書』に所定事項をご記入、押印のうえ、下記書類を添えて当協会までご郵送若しくはご持参ください。

・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票

- 受講料のお支払いは以下の方法でお願い致します。

- ◆銀行振込 下記口座に、講習1週間前までにお振り込み下さい。  
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

振込先：西日本シティ銀行 赤坂門支店  
普通預金 1388163  
口座名義 福岡中央労働基準協会

- ◆既納の受講料は返金致しかねますので、予めご了承ください。
- ◆受講票は、FAXにて送信いたします。一週間前までに届かない場合は、お問い合わせ下さい。
- ◆申込書に記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。
- ◆日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-7-23 赤坂弁護士ビル5

■TEL：092-711-9132

■FAX：092-731-8839

# 「低圧電気取扱業務」特別教育講習 申込用紙・証明書

事業場所在地	(〒 - )			
事業場名・証明				印
連絡先	TEL	FAX	担当者 係 氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日		現住所	※受講者番号 修了証番号
	S 年 月 日 H		(〒 - )	
	S 年 月 日 H		(〒 - )	
	S 年 月 日 H		(〒 - )	
	S 年 月 日 H		(〒 - )	
	S 年 月 日 H		(〒 - )	
講習年月日	平成 30 年 5 月 23 日			
会場	リーパスプラザこが			
※  講習者 証明欄	上記の特別教育講習の課程を修了した事を証明します。 <div style="text-align: right;">平成 30年 5月 23日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">福岡中央労働基準協会長 印</div>			

★ ※の箇所は記入しないで下さい。

★本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

送付先: **福岡中央労働基準協会**

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F

TEL 092-711-9132 ・ FAX 092-731-8839